

令和7年度

# 不要果樹の伐採に 緊急的に補助します

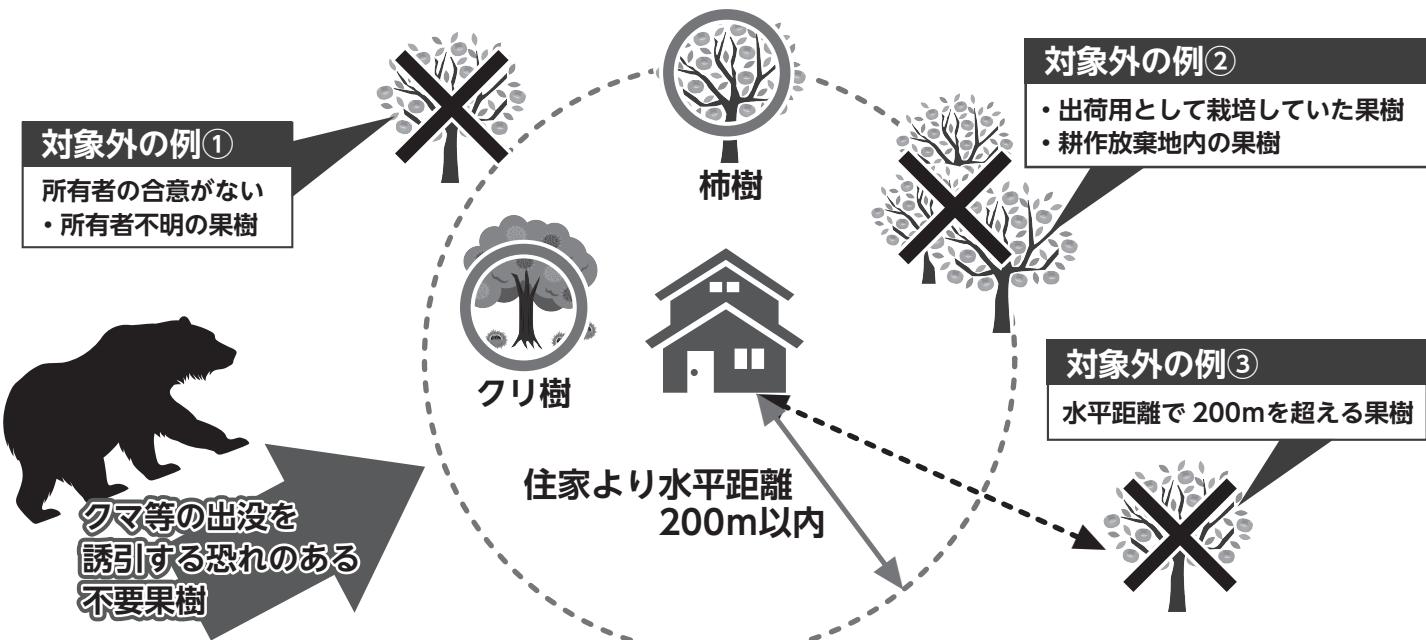
ツキノワグマ等の出没を抑制するため

## 不要果樹の伐採経費を補助します！

■出荷用として栽培していた果樹や耕作放棄地内へ現存する果樹及びすでに今年度伐採している果樹は補助対象外です。

### ●「不要果樹」とは

最寄りの住家からの水平距離が200メートル以内の範囲にあり、ツキノワグマ等を誘引するおそれのある、  
その所有者又は地域の団体等が利用していない柿樹、クリ樹等で、「対象外の例」に該当しないもの。



### ●補助対象経費・補助限度額

補助対象経費	補助限度額	申請件数
不要果樹の伐採及び 伐採後の処分に 直接要する経費	次のいずれか低い額 ①補助対象経費の3分の2に相当する額 ②不要果樹の伐採本数に20,000円を乗じて得た額	・1申請につき2本 ・同一の自治会や個人による申請は1回のみ

○申請は 令和7年 12月16日(火) から (以降予算の範囲内で隨時受け付け)

○補助を受けるには事前に申請書などの提出が必要です。

◆電話・郵送での受付はしていません。

○川西町役場農林課で受け付けています。

◇詳しい補助条件などについては下記までご連絡ください。

◇事業者へ依頼する場合には、必ず見積りをとってください。

◇本町で伐採業者のあっせんは行っておりません。

申請書は町ホームページより  
ダウンロードできます。

お問い合わせ先

川西町農林課 農村林務係 ☎ 0238-42-6646